留学審査担当	事務を除く。）、第十三号（在留調査担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
研修・短期滞在審査担当	留学を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
永住審査担当	研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
在留資格取消担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号、第六号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十号（特例法第七条第三項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
難民調査第一担当及び難民調査第二担当	前項第七号（難民調査第一担当及び難民調査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務並びに外国人の在留資格の取消しに関する同項第九号及び第三十八号に掲げる事務
違反審査担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務
審判担当	前項第二十号から第二十七号まで、第三十号、第三十二号及び第三十三号に掲げる事務 前項第二十八号、第二十九号及び第三十四号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務

留学審査担当	事務を除く。）、第十三号（在留調査担当が分担する事務を除く。）及び第三十七号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
研修・短期滞在審査担当	留学を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十七号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
永住審査担当	研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十七号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
在留資格取消担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号、第六号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十号（特例法第七条第三項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十七号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
難民調査第一担当及び難民調査第二担当	前項第七号（難民調査第一担当及び難民調査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務並びに外国人の在留資格の取消しに関する第九号及び第三十七号に掲げる事務
違反審査担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務
審判担当	前項第二十号から第二十六号まで、第二十九号、第三十一号及び第三十二号に掲げる事務 前項第二十七号、第二十八号及び第三十三号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務